

消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却に係る仕様書

1 総則

この仕様書は、平田村が売却する消防車両（小型動力ポンプ積載車）について、必要事項を定める。

2 契約期間

契約日から令和8年1月30日（金）まで（車両引渡期限）

3 車両の所在及び引渡場所

物件1 平田村役場（平田村大字永田字切田116）

4 入札物件の公開

次のとおり公開する。

(1) 公開日時：令和7年9月29日（月）から令和7年10月17日（金）まで

※土日祝日除く

(2) 公開場所：平田村役場 駐車場

5 物件の引渡し

(1) 落札物件は、契約代金が納付されたことを村が確認した後、村が指定する期日までに引き取る。なお、当該車両の鍵はその際に引渡す。

(2) 落札物件は現状引渡しで、引渡し後不備や故障等の発見、不測の事故等が発生しても、村は一切責任を負わない。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担で実施すること。

(3) 落札物件の引き取りの際には、その予定日時を事前に平田村役場総務課財政係まで連絡すること。

6 引渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に平田村役場総務課財政係まで提出すること。

(2) 車両を再登録等（再利用）する場合

ア 契約者は一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後14日以内に平田村役場総務課財政係に提出すること。

イ 契約者は、消防章・赤色蛍光灯・回転灯・サイレンアップ等の撤去、ボディー

文字・マーク等の消去を行い、確認できる書類を14日以内に平田村役場財政係に提出すること。

7 その他

- (1) 車両の状態を確認する場合には、平田村役場総務課へ連絡すること。
- (2) 車両の状態についての確認は任意とするが、入札後の異議不服申し立ては一切認めない。
- (3) 落札後に、緊急車両として使用することを禁止する。
- (4) 本仕様書によらない事項等についての質疑及び不明な事項が生じた場合には、別途協議を行うこと。